

事業者排出量削減報告書

| | | | | | | | |
|---|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| (宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府宇治市大久保町西ノ端1番地1 | | 平成29年7月11日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社オートワークス京都 代表取締役 背地 深 | | | | | |
| 主たる業種 | 自動車製造 | 細分類番号 | 311111 | | | | |
| 事業者の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | | | |
| 計画期間 | 平成26年4月から平成29年3月まで | | | | | | |
| 基本方針 | 環境保全に対する重要性を認識し、人・社会・自然にやさしい車両及び特装車づくりに努め、地球環境の保全と豊かな社会の発展に貢献します。 | | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | 社長を統括責任者とし、環境管理責任者により実施計画を策定、推進管理を実施する。 <26年度：環境委員会(1回／2ヶ月)で推進確認> | | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の量 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度 (25)年度 | 第1年度 (26)年度 | 第2年度 (27)年度 | 第3年度 (28)年度 | 増減率 | |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 7,495.7トン | 6,935.8トン | 6,862.3トン | 6,767.0トン | -8.6 パーセント | |
| | 評価の対象となる排出の量 | 7,495.7トン | 6,935.8トン | 6,862.3トン | 6,767.0トン | -8.6 パーセント | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 実績に対する自己評価 | ・エネルギー(電気/ガス)前年対比で△増(44千m ³)、電気減(99kWh)、CO ₂ 削減+55t。 ・電気(全量PPS:エコ)による排出係数差で△150t減。合計:△95t減(△1.6%)。 ・エネルギー使用量増分を電力業者排出係数差で補てんして算出した。 | | | | | |
| | 事業の用に供する建築物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度 (25)年度 | 第1年度 (26)年度 | 第2年度 (27)年度 | 第3年度 (28)年度 | 増減率 |
| | 事業活動に伴う排出の量 (生産台数×1/10) | | 7.75 | 7.09 | 7.03 | 7.00 | -9.16 パーセント |
| | 事業活動に伴う排出の量 () | | | | | | パーセント |
| 重点的に実施する取組の実施状況 | 実績に対する自己評価 | 生産台数×1/10を原単位の分母に設定。H28年度はH27年度比横ばいの99.0%の9,664台 排出總量微減(95.3%)に伴い原単位も減(○) | | | | | |
| | 基準年度 (25)年度 | 第1年度 (26)年度 | 第2年度 (27)年度 | 第3年度 (28)年度 | 備考 | | |
| 55.0 パーセント | 60.0 パーセント | 80.0 パーセント | 80.0 パーセント | | | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | (26)年度 | ・エネルギー(電気/ガス)使用量の約40%を占める塗装設備の運転時間短縮化が図れた。 ・老朽設備(電動機のトータルリメイク、エンジン更新、照明のLED化)の一部更新(総額実施)。 | | | | | |
| | (27)年度 | ・一般電気事業者変更(関電⇒エネット、H28/10月～)に伴うCO ₂ 排出量削減(約△140t) 但し、前年の自家発点検の燃ね返り増分+140tで和致±0 | | | | | |
| | (28)年度 | ・税制条件等の影響で自家発(都市ガス)増、買電減となりCO ₂ 排出が△減となったが 昨年下期からの買電先変更の排出係数影響が寄与して全体として削減できた。 | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置 | 措置の内容 | 環境月間の一環でノーマイカーデー(6/12)を実施 ⇔ 90台/168台(参加率: 55.6%) ・セーフィー&エコドライブ・キャンペン活動(H29月環境月報で職場PR: 6月の環境月間の取組み) | | | | | |
| | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 | ・例年環境月間の一環で実施しており「目的・意義」への認識は着実に向上してきている、今後も継続して取組みたい。 | | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 区分 | 第1年度 (26)年度 | 第2年度 (27)年度 | 第3年度 (28)年度 | 備考 | | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 地域産木材の利用によるもの | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 合計 | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | ・毎年実施される、京都府の「ライトグランキッペーン(6/21夏至、7/7七夕)」に参画し、地球温暖化防止に寄与しています。 ・京都セーフィー&エコドライブ・キャンペン(6月)に合わせた社内啓発活動。 | | | | | | |
| 特記事項 | 第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 | | | | | | |
| | 超過削減量 | 第1年度 トン | 0.0 トン | 第2年度 トン | 0.0 トン | 第3年度 トン | 0.0 トン |
| ・第一計画期間の超過削減量はなしのため該当せず。 | | | | | | | |

- 注 1 説明するには、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
- 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
- 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。